

(研究資料)

漁業調整の構造変化の過程

— 兵庫県の場合 —

三島 康雄

- I 海区漁業調整委員会の成立
- II 小型機船底びき網漁業取締規則の公布
- III 昭和30年前後の瀬戸内海の調整の概要
- IV 県境における漁業調整
 - 1. 岡山海区と兵庫県瀬戸内海海区との入漁協定
 - 2. 大阪湾漁業協定
 - 3. 兵庫・香川・岡山3県の入会協定書
- V むすび

I 海区漁業調整委員会の成立

第2次大戦の敗戦後、旧来の封建的漁業制度を打破し、漁業生産力の発展と漁業の民主化を促進する目的をもって、新しい漁業法が昭和24年12月に制定され、25年3月に施行された。漁場を最高度に利用するために、沖合・遠洋漁業は農林大臣の許可とし、その他の漁業は知事の権限に委ね、また漁業に関するトラブルを民主的に解決するために、農林大臣の諮問機関として中央漁業調整審議会が設置され、同時に都道府県には知事の諮問機関として海区漁業調整委員会を設け、各地の実情に則して漁業の調整に当ることになった。

兵庫県においては摂津、淡路、播磨、日本海の4海区において、昭和25年8月に漁民の直接選挙によって第1期の海区漁業調整委員が選出され、さらに26年8月に兵庫県漁業調整規則を制定すると共に、第1次漁業権改革が同委員会によって実施された。そして「兵庫県の漁業調整委員会の機能と権限」が定められたが、その内容は、

「第1. 諮問機関

- (1) 漁業法に基づく事項 (22項目)
- (2) 兵庫県漁業調整規則に基づく事項 (9項目)

第2. 建議機関 (4項目)

第3. 決定(執行)機関

- (1) 裁定 (3項目)

(2) 指示 (2項目)

(3) 認定 (3項目)

第4. 報告、調査等 (1項目)⁽¹⁾

であり、この委員会は本来は漁業に関する知事への諮問機関であるが、さらに漁業の免許、許可、入会調整、紛争調停など、漁業全般にわたり大きな処理権限を付与されていた。

とくに兵庫県漁業調整規則に基づく規定事項を紹介すると、

- 「1. 許可の有効期限の短縮について (第9条3項)
- 2. 漁業許可又は起業認可をしないとき (第23条2項・3項)
- 3. 漁業許可又は起業認可をする船舶の隻数の最高限度を定めるとき (第25条2項)
- 4. 前項で定めた最高限度を変更する場合 (第25条5項)
- 5. 定数漁業の許可又は起業認可の基準を定めるとき (第26条4項)
- 6. 知事の定数漁業について特例の許可又は認可をするとき、船舶の合計総トン数等を別に定め、又は変更しようとする場合 (第28条2項)
- 7. 許可又は認可を受けたものが適格性を失ったとき、その許可又は認可を取消す場合 (第30条2項)

8. 休業により許可を取消す場合（第31条3項）
9. 漁業調整等のための許可等の変更、取消しを行ない、操業を停止せしめるとき（第32条4項⁽²⁾）」

という内容であり、これらの項目について、1. 関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限禁止、漁業者数の制限、漁場の使用の制限その他必要な指示、2. 第1種又は第5種共同漁業について、漁協組と組合員でない漁業者との間の、共同漁業権の行使についての指示、を出す権限を所有していた。

II 小型機船底びき網漁業取締規則の公布

しかし瀬戸内海では、戦時中の無計画な増産奨励によって、小型機船底びき網漁船が膨大な隻数に達し、戦後に資源の枯渇が顕著になってきたので、農林省は昭和27年3月に「小型機船底びき網漁業取締規則」を公布し、これに基づいて「兵庫県小型機船底びき網漁業調整規則」が制定された。農林省の取締規則の主要な内容は、次のごとくである。

「第1条 漁業法第66条第1項の小型機船底びき網漁業は、これを5種類に区分し、その種類により左の名称を付する。

- (1) 手繰第1種漁業（網口開口装置を有しない網具を使用して行う手繰漁業）
- (2) 手繰第2種漁業（ビームを有する網具を使用して行う手繰漁業）
- (3) 手繰第3種漁業（桁を有する網具を使用して行う手繰漁業）
- (4) 打瀬漁業
- (5) その他の小型機船底びき網漁業（前各号に掲げるもの以外の小型機船底びき網漁業）

第2条 小型機船底びき網漁業は、農林大臣が海域又は期間を定めたときは、当該海域又は期間内においては、営んではならない。ただし第1種共同漁業権又は第3種区画漁業権の目的となっている水産動植物を、当該共同漁業権若しくは区画漁業権、又はこれらを目的とする入漁権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

第3条 農林大臣が指定する海域においては、農林大臣が指定する種類の小型機船底びき網漁業は営んではならない。

第4条 2艘びき小型機船底びき網漁業は、営んではならない。ただし農林大臣の指定するものについては、この限りでない。

2. 小型機船底びき網漁業は、滑走装置を備えた桁又は網口開口板を使用して営んではならない。ただし農林大臣が指定する小型機船底びき網漁業で、その指定する海域及び期間内において営むものについては、この限りでない。

第5条 農林大臣は、小型機船底びき網漁業の許可に係る船舶につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれに基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締上必要があるときは、小型機船底びき網漁業の許可を受けた者に対し、碇泊港及び碇泊期間を指定して、当該船舶の碇泊を命ずることができる。漁業法第134条第1項の規定により、当該官吏に検査を行わせる場合において必要があると認めるときもまた同様とする。

第6条 農林大臣は、小型機船底びき網漁業の許可に係る船舶につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定、又はこれに基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締上必要があるときは、当該船舶の船長、船長の職務を行う者、又は操業を指揮する者に対し、期間を限り小型機船底びき網漁業に従事する船舶の乗組を制限し、又は禁止することができる。

第7条（無許可船に対する碇泊命令）省略

第8条（無許可船に対する漁具・漁撈装置の陸揚命令等）省略

第9条（停船命令）省略

第10条～12条（罰則）省略⁽³⁾

III 昭和30年前後の瀬戸内海の調整の概要

(1) 摂津海区。この海区ではイワシの漁獲を目的とする船びき網、地曳網、八田網、巾着網漁業の操業調整、およびこれらの漁業とアナゴせん漁業や小型機船底びき網漁業の間の調整、ならびにイカナゴ漁獲を目的とする込瀬網と船びき網漁業の操業調整などが主要な問題であった。

そのほかに他海区から入漁しているのは、

1. イワシ巾着網漁船4統 8月1日～12月31

日、神戸市生田区以西沖合、播磨海区の林崎漁協。

2. イカナゴぱっち網漁船75隻、2月5日～6月15日、神戸市妙法寺川以西沖合、林崎・明石浦漁協。

3. サワラひき網漁船280隻、8月1日～10月31日、全海域、播磨海区160隻、淡路海区120隻。

4. 小型機船底びき網漁業（打瀬網）22隻、4月1日～12月31日、全海域、岡山県日生町漁協。

5. タコひき釣漁業35隻、終年、神戸市垂水区地先、林崎・明石浦漁協。

6. 慣行による大阪府と相互入会のイワシ巾着網漁船がある。

(2) 播磨海区。この海区は鹿の瀬および家島群島が点在し、稚魚の発育に適しているので、一本釣、延縄、いさり漁業等の調整、およびこれらの漁業と小型機船底びき網漁業の調整が主要な問題であった。県下第一の好漁場といわれる鹿の瀬は、古くから淡路島の漁民との入会関係があって、漁業制度改革によって、播磨海区側4組合、淡路海区側5組合の共有漁場となり、鹿の瀬会を結成して円満な操業をはかってきた。

この海区は岡山・香川両県の海区と接しているので、香川県小豆郡東北部と家島周辺海域のイワシ巾着網、ハマチ縛網の各漁業について相互入漁協定を結び、円満な操業を目指してきた。岡山県との県境附近においては、第2種共同漁業権（壺網漁業）は日生町（岡山県）および赤穂市（兵庫県）の各漁業協同組合の共有とし、その他の漁場計画や委員会指示については、両県の海区漁業調整委員会で協議することになった。

(3) 淡路海区。この海区は和泉灘と播磨灘をへだてて、それぞれ摂津海区と播磨海区に相對し、鳴戸海峡と友ヶ島水道をはさんで徳島県と和歌山県に向かいあっており、また専門漁業者が多いので、入会調整も複雑なものが多かった。イカナゴ込瀬網漁業はこの海区全体にわたって操業しており、その漁獲成績が漁家経済に及ぼす影響は大きかった。この漁業は短期操業の原始的な袋待網漁業であり、その操業調整は年中行事の様相を示してきた。調整と親睦のための団

体として、東・西・南浦の3水交会有り、各浦間の入会調整をめぐる交渉を行ってきた。

東浦では、岩屋町の2組合のタコツボ、延縄、一本釣漁業と、仮屋町漁業協同組合の小型機船底びき網漁業との操業調整が重要な課題であり、また友ヶ島水道における和歌山県側の漁業者との漁場調整が、江戸時代から続く歴史的な重要性を持ってきた。

西浦では、播磨海区の鹿の瀬漁業の入会は、漁業権の共有という形式によって円満に操業してきたが、室津瀬、横瀬附近のタコツボとタコぱっち網の間には、小規模の漁場紛争が多発し、その調整問題は重要な課題であった。

南浦では、地理的關係から、徳島県、和歌山県との入会が歴史的に重要であったが、大型の機船船びき網漁船や小型機船底びき網漁船が侵入するようになり、その調整が重要問題となってきた。⁽⁴⁾

以上のような調整の過程について、3海区の漁業調整委員会が発足した昭和25年から、3調整委員会が合併して兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会が成立する直前の昭和36年にいたる期間の、3海区の漁業調整のあり方を、委員会議事録によって整理してみよう。

小型機船底びき網	13
イワシ巾着網・漕網とハマチ縛網 (共同漁業も含む)	9
イカナゴ漕網と船びき網	7
板びき網	5
イワシ沖取網と船びき網	4
イワシ揚線網	4
サワラ曳網	3
タコツボ延縄とイワシ船びき網	3
打瀬網	2
三枚建五智網	2
イカ籠・カニ籠と打瀬網	1
船びき網	1
地びき網	1

という結果になり、この時期には小型機船底びき網をめぐる調整が圧倒的に多かったのが判明する。⁽⁵⁾

さらに昭和37年以後、63年にいたるまでの海区漁業調整委員会議事録を見ると、20件の調整記録のうち、小型機船底びき網漁業、イワシ巾着網が

各2件に減少し、それに代って漁業者と遊漁者の間の紛争が7件を占めて第1位となっており、遊漁問題が調整上の重要問題として登場してきたことを示している。⁽⁶⁾

IV 県境における漁業調整

すでに昭和27に兵庫・岡山県境の入会問題、28年に香川県と兵庫県の間に小豆島近海におけるイワシ揚線巾着網の相互入会問題、31年に大阪湾海区と摂津海区の入会問題、32年に摂津・播磨海区と岡山海区との入会調整の問題が、関係する漁業調整委員会で論議されている。

しかし兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会が成立した昭和37年以後になると、隣接した各県との間に、(1)岡山海区と兵庫県瀬戸内海海区との入漁協定(昭和38年)、(2)大阪湾漁業協定(昭和43年)、

(3)紀伊水道3県協議会(昭和45年)、(4)香川・岡山・兵庫の3県漁業協定(昭和49年)などの重要な協議や協定が行われた。その内容を紹介しよう。

1. 岡山海区と兵庫県瀬戸内海海区との入漁協定。

昭和28年から始まった岡山県日生町福浦地区の兵庫県赤穂市への県外合併要求は、38年7月に自治大臣が承認し、それから1年半の間は両地区の漁業者の間で紛争が続いた。この紛争の解決を促進するために、38年9月に両県連合海区漁業調整委員会が設置されたが、この委員会の第1回の会合において、第3号議案に「岡山海区と兵庫県瀬戸内海海区との各種漁業の入会調整について」が提出され、昭和25年以来の各種漁業の入会調整の実績をふまえて、次のような入漁協定表⁽⁷⁾が9月27日に締結された。

1. 岡山海区から兵庫県瀬戸内海海区への入漁

漁業種類	入漁協定数	操業期間	操業区域
小型機船底びき網	80	7.15～3.31	君島、君島と西島の室崎を結ぶ線上、室崎から1,000メートルの点、院下島北西1,000メートルの点、小松島西550メートルの点、以上を順次結んだ線と小松島西550メートルの点から180度の方位線以西の海面
1艘吾智網	3	5.1～6.30	赤穂市と相生市の界と西島牛鼻首を結んだ線以西の海域
さわら流網	35	4.20～6.30 9.1～11.30	御崎灯台、院下島西550メートルの点、小松島西550メートルの点、以上を順次結んだ線と小松島西550メートルの点から180度の方位線以西の海域、並びに星ヶ城と二見港灯台を結んだ線以南の海域で、太島から180度方位線以西の海域。
あじ流網	4	6.1～8.31	取揚島、院下島西550メートルの点、小松島西550メートルの点、以上を順次結んだ線と小松島西550メートルの点から180度の方位線以西の海域。
まながつお流網	18	7.1～9.30	君島、西島牛首鼻北1,000メートルの点、西島室崎北1,000メートルの点、院下島北西500メートルの点、小松島西550メートルの点、以上を順次結んだ線と小松島西550メートルの点から180度の方位線以西の海域。

2. 兵庫県瀬戸内海海区から岡山海区への入漁

漁業種類	入漁協定数	操業期間	操業区域
小型機船底びき網	80	7.15～3.31	大多府島西端から星ヶ城見通し線以東の海域。ただし大多府島南端と沖の唐荷島を結んだ線以北の海域を除く。
いわし巾着網	3	7.1～12.31	鴻島東端と長島東端を結んだ線及び同延長線以北と距岸500メートル以内の海域を除く。
いわし船びき網	10	〃	〃

この両県の入漁協定表は、その後は毎年1回開かれる岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会において、隻類、操業期間、操業区域に多少の変更が見られたが、大きなトラブルもなく現在にいたっている。

2. 大阪湾漁業協定

大阪湾における大阪海区と兵庫県の摂津と淡路の両海区相互間の入会操業は、大阪摂津協議会と泉淡水交会の民間団体が、毎年それぞれ協議の上で調整を行ってきたが、これを総合的に調整して広範囲にわたる統一した施策を行う方が適切であるという見解により、昭和41年4月22日に大阪湾漁業調整協議会が創設され、次のような操業協定が締結された。

「 大阪湾漁業協定書

大阪府関係漁業協同組合と兵庫県摂津及び淡路東浦関係漁業協同組合は、大阪湾海域における漁場を円満かつ総合的に利用し、漁業生産の増進を期するため、関係漁業の入会操業について従来の友好関係に基づき、大阪湾漁業調整協議会において次のとおり協定する。

1. 小型機船底びき網漁業について

(1) 大阪府の小型機船底びき網漁船が、兵庫県海域に入漁できる区域及び期間は次のとおりとする。

①次のA・I・L及びFを結んだ線以南の海域であって、淡路島沖距岸6,000メートルの線以西を除く海域では、4月1日から12月31日まで。A・J・K及びFを結んだ線以南の海域であって、淡路島沖距岸6,000メートルの線以西を除く海域では、1月1

日から3月31日までとする。

②次のA・Dを結んだ直線以南A・E線に至る海域については、関係漁業協同組合が事前に協議し、入漁を認めたときはこの限りでない。

- 基点A 大阪港大関門赤灯台
- B 神戸市葺合区生田川尻
- C 神戸市須磨区妙法寺川尻
- D 兵庫県津名郡淡路町岩屋港灯台
- E 兵庫県津名郡東浦町浦港灯台
- F 兵庫県津名郡東浦町仮屋港灯台
- G 和歌山県友ヶ島灯台
- H 大阪府泉大津港灯台
- I A・Eを結んだ直線とBから真方位180度の線との交点
- J A・Eを結んだ直線とCから真方位180度の線との交点
- K F・Hを結んだ直線とG・Jを結んだ線との交点
- L F・Hを結んだ直線とG・Iを結んだ線との交点

(2) 兵庫県摂津の小型機船底びき網漁船の大阪府海域への入漁については、従来の慣例によるものとし、必要があればそのつど調整するものとする。

(3) 兵庫県淡路の小型機船底びき網漁船の大阪府海域への入漁については、大阪府地先で操業する次の漁業について、府内底びき網漁業者とこれら漁業者との間に調整措置している事項に協力し、操業にあたっては十分に注意するものとする。

①漁業種類

(ア) 深日漁業協同組合の沖たこつぼ漁業
投入期間 6月1日～9月10日まで
操業区域 大阪湾旧中航路筋東側

(イ) 淡輪漁業協同組合のいかおとり（いかせん）漁業

(ウ) 深日、淡輪および尾崎各漁業協同組合のかに建網漁業
操業時間 午前4時～午後9時まで

②深日、淡輪および尾崎各漁業協同組合は、これら漁業の操業に関しては、この協議会を通じて淡路側各漁業協同組合に連絡するものとする。

2. 中型まき網漁業について

(1) 兵庫県摂津の中型まき網漁船が大阪府海域に入漁できる区域は、大阪府海域の漁業権漁場を除く海域とする。

(2) 兵庫県摂津の中型まき網漁船の根拠地は、兵庫県におくものとする。ただし天候その他、特殊事情による場合はこの限りでない。

(3) 前項ただし書により大阪府の港で仮泊した場合は、大阪府の関係漁船が出港した後に出港するものとする。

(4) 兵庫県摂津の中型まき網漁船の附属船（色見船）は1船団について2隻以内とし、必ず標旗を掲げるものとする。

(5) 魚群探知器の使用台数は2台以内とする。

(6) 中型まき網漁船は、その所属府県を問わず、いずれも瀬戸内海漁業取締規則第6条第1項ただし書の規定に基づく同ただし書の漁業、海域及び期間の指定（昭和37年10月10日農林省告示第1290号）による魚群探知器の使用禁止区域においては操業できないものとする。

(7) 兵庫県摂津の中型まき網漁船の漁獲物は、大阪府下のイワシ加工業者に売却しないものとする。

(8) 大阪府下の中型まき網漁船の漁獲物は、淡路島に水揚げしないものとする。

(9) 大阪府の中型まき網漁船が兵庫県摂津及び淡路海域に入漁できる区域は、兵庫県神戸市須磨区鉢伏山山頂にある展望台と、兵庫県津名郡淡路町鷯崎を結んだ直線以東の、

漁業権漁場を除く海域とする。

(10) 大阪府の中型まき網漁船の兵庫県摂津及び淡路海域への入漁、並びに兵庫県淡路の中型まき網漁船の大阪府海域への入漁については、従来の慣例によるものとし、必要があればその都度調整するものとする。

3. 大阪市漁業協同組合所属漁船の兵庫県摂津海域への入漁については、従来の慣例によるものとし、必要があればその都度調整するものとする。

4. 兵庫県のあなご延縄漁船の大阪府北部海域への入漁については、次のとおりとする。

(1) 入漁隻数は13隻とする。

(2) 入漁期間は11月1日から翌年5月31日までとする。

(3) 入漁区域は大阪湾紀州航路（通称機帆船航路）より以西とする。

(4) 入漁漁船は、この協議会が定めて交付する標旗を掲げて操業するものとする。

(5) 兵庫県摂津漁業協会及び淡路東浦水交会は、(1)に定めた隻数以上に入漁するものがないよう、関係漁業者を指導するものとする。

5. いわし船びき網漁業について

大阪府及び兵庫県摂津海域でのいわし船びき網漁業の相互入会については、次のとおりとする。

(1) 入会統数はそれぞれ13統とする。

(2) 入会期間は7月1日から12月31日までとする。

(3) 入会区域は神戸港第2関門灯台（和田岬）と、大阪府岸和田市木材港北端を結ぶ線以東の海域とする。ただし、漁業権漁場の区域を除く。

6. 大阪府のこのしろ操網漁業及び摂津の小型まき網漁業の相互入会については、従来の慣例によるものとする。

7. 太刀魚ひきなわ漁業の入会については、距岸3,000メートルを除いた海域とする。ただし関係漁業協同組合の同意を得た場合はこの限りでない。

8. 海難、その他海上事故船を発見した場合は、自県船、他県船を問わず速やかに救助するものとし、救助に要した経費については、関係

組合において協議するものとする。

9. この協定に違反して操業し、各種漁具に損失を与えた場合は、加害者及びその者の属する組合が、誠意をもって解決するものとする。
10. この協定に関係する各漁業協同組合は、協定事項を関係漁業者に充分周知徹底せしめ、自主的に厳守するよう万全の措置を講ずるものとする。
11. この協定の有効期間は締結の日から1ケ年とし、期間満了の際は、あらためて協議するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、各地区漁業者代表がそれぞれ署名捺印のうえ各自1通を保有する。

昭和41年4月22日

大阪湾漁業調整協議会

大阪府地区代表者	北村 種吉
兵庫県摂津地区代表者	山田 岸松
兵庫県淡路地区代表者	鯛 正次郎

大阪湾漁業協定附帯決議事項（協定附属書）

本協定書第1（小型機船底びき網漁業について）、第9（協定違反者に対する措置）、及び第10（協定事項の周知）の事項の適正かつ厳格な履行を図るため、次のとおり決議する。

1. 大阪側は、大阪府の小型機船底びき網漁業者に対して本協定の周知徹底を図り、関係漁業協同組合による自主取締を実施すること。
2. 本協定に違反して操業する大阪府の小型機船底びき網漁業者を、淡路、摂津地区の漁業者が確認した場合は、本協定書第9にいう損害の弁償にあたるほか、取締りに要した費用等についても、違反した漁業者の属する漁業協同組合において、責任をもって解決する。
3. 大阪府選出の各委員は、上記事項の履行について全面的に協力するものとする。⁽⁸⁾

以上のような内容の大阪湾漁業協定書は、(1)漁協を主体とした民間協定である。(2)慣行を基本とした協定であり、漁民しか解らない細かい取り決めについては明記することが困難なため、「従来の慣例」と表現せざるを得ず、その後に明瞭な表現に訂正する努力がなされた。(3)変化の激しい海域だけに、協定内容は毎年見直しをすると共に、

年1回以上総会や委員会を開き、また開催地は3地区持ち廻りとしてきめられている。

この協定書の内容には、小型機船底びき網漁業、中型まき網漁業、アナゴ延縄漁業、イワシ船びき網漁業、コノシロ操網漁業、太刀魚ひきなわ漁業について、両県の漁船の操業区域、操業日、隻数などをきめた、大阪湾漁業の総合的漁業調整協定であり、その後の大阪湾の漁業の基本的枠組を構築したものである。

3. 兵庫・香川・岡山3県の入会協定書

兵庫県の淡路島の西側の播磨灘と小豆島北部海域は、網口開口板および戦車マンガ（約20本の鉄の爪で海底を掘り起こす装置）を備えた曳網漁業の好漁場であり、兵庫、岡山、香川3県の漁船が出漁するために、歴史的にトラブルの絶えない海域であった。これを解決するための協定書を作る目的で、3県（兵庫、香川、岡山）連合海区漁業調整委員会が昭和49年3月29日に岡山市で開催され、3海区の委員、3県の水産課員、さらに水産庁瀬戸内海漁業調整事務局の調整課長が出席し、原案に対して多少の修正意見が提出された後、次のような協定書が締結された。

「 協定書

小型機船底びき網漁業取締規則第4条第2項ただし書の規定に基づく、播磨灘及び小豆島北部海域の網口開口板及び戦車マンガ漁業許容海域（ただし網口開口板については4月1日期間解除海域に限る）における、他県海域への入漁操業につき、兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会、香川海区漁業調整委員会、岡山海区漁業調整委員会との間に、次のとおり協定する。

記

1. 兵庫県から香川県海域への入漁について。
兵庫県から香川県海域への入漁区域は、岡山県日生町鹿久居島東端と、香川県小豆島金ヶ崎東の小磯灯台を結ぶ以東の香川県海域とする。
2. 兵庫県から岡山県海域への入漁について。
兵庫県から岡山県海域への入漁区域は、岡山県日生町鴻島東端と邑久町長島東端を結んだ線の延長線以東の岡山県海域とする。
ただし、日生町大多府島南端と兵庫県揖保郡御津町沖の唐荷島を結んだ線、およびその

延長線以北と、距岸500メートル以内の海域は除く。

3. 香川県から兵庫県海域への入漁について。
香川県から兵庫県海域への入漁区域は、兵庫県院下島北西No.6灯浮標、小松島、三ツ頭島、松島を順次結んだ線以西の兵庫県海域とする。
ただし、島の周辺1,000メートルの区域は除く。
4. 香川県から岡山県海域への入漁について。
香川県から岡山県海域への入漁区域は、県境附近の相互入会とする。
5. 岡山県から兵庫県海域への入漁について。
岡山県から兵庫県海域への入漁区域は、兵庫県君島、同島と西島の牛首鼻を結ぶ線上牛首鼻から1,000メートルの点、西島の室崎北1,000メートルの点、院下島北西1,000メートルの点、院下島西1,000メートルの点、小松島、三ツ頭島、松島を順次結んだ線以西の海域とする。ただし、小松島、三ツ頭島、松島の周辺1,000メートルの区域、及び兵庫県赤穂市取揚島とNo.7灯浮標を結ぶ線以北の区域は除く。
6. 岡山県から香川県海域への入漁について。
岡山県から香川県海域への入漁区域は、県境附近の相互入会とする。
7. この協定は、協定成立の日から発効し、有効期間は1年間とする。

本協定を確認するため、本書7通を作成し、関係海区漁業調整委員会、水産庁瀬戸内海漁業調整事務局、関係県にそれぞれ1通を保有するものとする。

注

- (1) 兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会「漁業調整委員会の機能と権限」。
- (2) 同上。
- (3) 農林省「小型機船底びき網漁業取締規則」。昭和27年3月。
- (4) 兵庫県水産課『兵庫の水産』、昭和31年、pp.18～20。
- (5) 兵庫県摂津、播磨、淡路3海区漁業調整委員会の昭

昭和49年4月1日

協定者

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会

会長 山田 岸 松

香川海区漁業調整委員会

会長 浜野 春 男

岡山海区漁業調整委員会

会長 原田 義 政

立会人

水産庁瀬戸内海漁業調整事務局

調整課長 荒井 正 明

兵庫県水産課長

福井 源 治

香川県水産課長

野網 健 三

岡山県水産課長

岩月 隆

V おわりに

以上のように、第2次大戦後の兵庫県をめぐる漁業調整の問題点は、小型機船底びき網漁業とその他のひき網漁業をめぐる調整から、県境をめぐる漁業調整へと重心を移してきた。本稿においては、この過程における重要な規則や協定を紹介し、その周辺の状況との関連を述べて、今後の漁業調整への展望を得ることを目指した。これらの規則や協定が、兵庫県の関連海面において大紛争が発生しなかったことと、重要な関係を持っていると思われるからである。

(附記)

本稿の作成にあたって、貴重な資料の閲覧を許して頂いた、兵庫県水産課、兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局の御好意に、感謝の意を表する次第である。

和25年～36年の議事録より作成。

- (6) 兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会の、昭和37年～昭和63年の議事録より作成。
- (7) 「入漁協定表」昭和38年9月27日。
- (8) 大阪湾漁業調整協議会「大阪湾漁業協定」、昭和41年4月22日。
- (9) 3県（兵庫、香川、岡山）連合海区漁業調整委員会「協定書」、昭和49年3月29日。